

資料 27 村長へ再質問書の送付

一く山活第 30 号
2025(令和 7)年 7 月 14 日

球磨村長
松谷浩一 様

一般社団法人くまむら山村活性化協会
代表理事 富永知敬
理事 蔀初美・遠原純二・大岩康生
顧問 鈴木康夫

抗議書(兼質問書)への回答について

令和 7 年 7 月 10 日球総第 729 号文書でいただきました内容につきまして、以下の点について追加回答をいただきたくお願いいたします。

①「村長個人の私的なこととして個人的に問題解決を図りたい」として、弁護士を依頼していることに対する質問にご回答をいただいております。弁護士契約、問題解決の内容・方向性についてご回答をお願いいたします。

②「当協会との契約解除等については、適正な手続きに基づくものであり、法的責任はないものと認識しております」と記されておりますが、適正な手続きはなされておられません。通知書への法人からの回答にあるよう手続きが適正と考えます。また、「法的責任はない」とはいかなる法的根拠に基づくものでしょうか。ご回答をお願いいたします。

③委託契約の解除によって、村が設立した法人を村が解散や倒産に追い込む懸念と今後の対応について、私たちは通知への回答、清算金支払いに関する依頼状、公開質問状等において何度もお尋ねしています。これらの書状に村からご回答していただければ、「村の責任部分」が明確になり、問題解決のための協議が容易に進むものと認識しております。これまでの書状へのご回答をお願いいたします。

④「迷惑をかけないから」と私たちは当時の村長や担当課長に依頼を受けて役員に就いております。その私たちに対して「法的責任や法的根拠を示せ」と求めること自体に、村は道義的責任や社会的責任を感じないのでしょうか。

⑤「法人の清算にあたりご相談がありましたら総務課でお受けします」とありますが、すでに、3 月 28 日法人発の依頼書にてご相談申し上げております。また、6 月定例議会で村長は「法人の解散への清算金は支払わない」と明言しております。矛盾が発生しておりますので、ご回答をお願いいたします。

なお、課長会一同様への情報発信は今後も続けさせていただきます。村としての意思決定に課長会の意思が反映しているのか否を知りたいと考えてのことです。お忙しいところ恐縮ですが、ご回答は 7 月 18 日(金)までお届けくださるようお願いいたします。

以上